

第 8 号議案

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例の件
神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例を次のように
制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例
神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例（昭和 48 年 4 月 条例第 9 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例第 6 条の規定により申し込んだ者に係る資金の貸付けについては、神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

高齢者及び障害者居室等改修資金貸付を廃止するに当たり、条例を廃止する必要があるため。